

# 安全運転管理者の業務の拡充について

安全運転管理者の新たな業務として、「酒気帯び確認」が令和4年4月1日から義務づけられ、令和4年10月1日から実施予定であった「アルコール検知器の使用」については、延期となっていました。令和5年12月1日から開始されました。

## ～新たに実施することが義務付けられる業務～

- ・ 酒気帯びの有無の確認
- ・ 記録の保存

令和4年4月1日施行

運転前後の運転者の状態を  
目視することなどによって、  
酒気帯びの有無を確認

確認の内容を記録し、記録  
を1年間保存

※道路交通法施行規則の一部改正

## アルコール検知器の使用等

酒気帯びの有無の確認には、  
アルコール検知器を使用

アルコール検知器を常時有効に  
保持

令和5年12月1日から開始

### 【確認のタイミング】

個々の運転の直前・直後にその都度行うのではなく、運転を含む業務の開始前・出勤時、終了時・退勤時に行えばよいものとなります。（一連の業務としての「運転」）

### 【目視及びアルコール検知器による確認の方法】

目視とは、運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等で確認することをいいます。対面が原則ですが、直行直帰の場合等には、対面に準ずる方法で行ってください。

【例】・カメラ、モニター等によって、検知器による測定結果を確認する。

・運転者と直接対話できる方法によって、検知器による測定結果を報告させる。

### 【アルコール検知器の性能等～有効に保持～】

酒気帯びの有無を音、色、数値等により確認できるものであれば、特段の性能上の要件は問いませんが、製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用、管理及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障していないものを使用しなければなりません。

### 【確認内容の記録】

「確認者名」「運転者」「運転者の業務に係る自動車の登録番号、識別できる記号、番号等」「確認日時」「確認方法（検知器使用の有無・具体的方法）」「酒気帯びの有無」「指示事項」「その他必要な事項」を記録しておくことが必要となります。